



農地の貸し借りは 利用権設定で

農地の貸し借りをするためには農地法の許可が必要ですが、農業経営基盤強化促進法による利用権設定を行う場合には、許可が不要となります。利用権設定は、農業者が農地の効率的な利用を図り、安心して貸し借りができる制度です。

利用権設定をした農地は、契約期間が満了すると、特に手続きをとらなくても自動的に所有者に返還されます。そのため、離作料が必要になったりせず、農地を一度貸したら返ってこないというような不安がないことから、安心して農地を貸せることとなります(市街化区域は除きます)。

利用権設定による農地の貸し

借りを希望する人は、貸す人・借りる人の当事者間で作成した利用権設定計画書等(農業委員会事務局にあります)を提出してください。今回の始期(貸し借りの初日)は12月1日(木)です。

また、平成28年11月30日(水)で期間満了となり、引き続き農地の利用権設定を更新する人は、農業委員会から通知した計画書を提出してください。

なお、期間満了となる農地の利用権設定を更新しない場合は、早めに相手方へ通知してください。

申込 問 9月15日(木)～10月17日(月) [土曜日・日曜日・祝日を除く]

㊟農業委員会事務局



茨城県美術展覧会 平成27年度 古河市出品者作品展

市内在住・在勤または出身で昨年度県展に出品された人の日本画、洋画、工芸、書、篆刻、写真の作品を展覧します。

期間 8月20日(土)～9月14日(水)

時間 午前9時～午後5時

※入館は午後4時30分まで。

場所 古河街角美術館

費用 無料

問 古河街角美術館

☎22-5911



■毎週木曜日午後7時まで、総和庁舎窓口業務の一部を開庁(市民総合窓口課・子育て支援課・子ども入園課) ※祝日・年末年始を除く。

区分	期日	時間	場所	予約等	問い合わせ・予約
消費生活相談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	古河市消費生活センター (古河庁舎2階)	予約不要	古河市消費生活センター ☎92-8811 ☎23-1718
	9月13日(火)	午前10時30分～正午 午後1時～3時30分	三和庁舎1階相談室		
	9月27日(火)		総和第2庁舎3階会議室4		
人権相談	9月14日(水)	午後1時～3時	古河庁舎市民相談室	予約制	総人権・男女共同参画室 ☎92-3111
			三和庁舎3階会議室A・B		
心配ごと相談	9月14日(水) 28日(水)	午後1時30分～ 3時30分	総和福祉センター 「健康の駅」	予約制 (電話受付可)	古河市社会福祉協議会 ☎48-0808
	9月7日(水) 21日(水)		三和地域福祉センター		
人権生活相談	生活上のさまざまな人権問題の相談に応じます。 9月10日(土)辻幸夫相談員 9月24日(土)和井田光司相談員 午後1時30分～3時30分		隣保館	予約制 (電話受付可)	隣保館☎48-1989
広域隣保 人権生活相談	月曜日3回 山田幸助相談員 9月5日・12日・26日 午前9時30分～11時30分		古河庁舎市民相談室	予約制 (電話受付可)	隣保館☎48-1989
	第2火曜日 峯和代相談員 9月13日 午前9時30分～11時30分		総和第2庁舎		